

[事案 2023-309] 入院給付金等支払請求

・令和6年10月16日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右手化膿性屈指腱炎により令和5年7月上旬に入院（入院①）した後、転院して右中指化膿性屈指腱炎により同年7月中旬から8月下旬まで入院（入院②）した。さらに、退院後は同年12月上旬まで通院したため、平成25年6月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき、入院給付金および通院給付金を請求したところ、入院給付金については、入院①②のうち7月下旬までの分が支払われたものの、同日以降は約款所定の入院に該当しないことを理由に支払われなかった。また、通院給付金については、7月下旬より120日以内である11月中旬までの分は支払われたものの、それ以降の分は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 主治医が入院を認めている。
- (2) 令和5年7月下旬以降も入院の必要性があったため、約款上の入院に該当する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 前医において、抜糸も点滴抗菌薬投与も終了しており、手指の感染による発熱も見られないため、入院②時点で入院適応ではない。入院①の退院後は通院リハビリ予定だったが、申立人の希望で転院することになったものである。
- (2) 入院②における申立人の日常生活機能評価には問題がない。入院②の治療内容は、投薬、創部処置、リハビリテーションであるが、いずれも通院で行うことが可能な治療である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。